

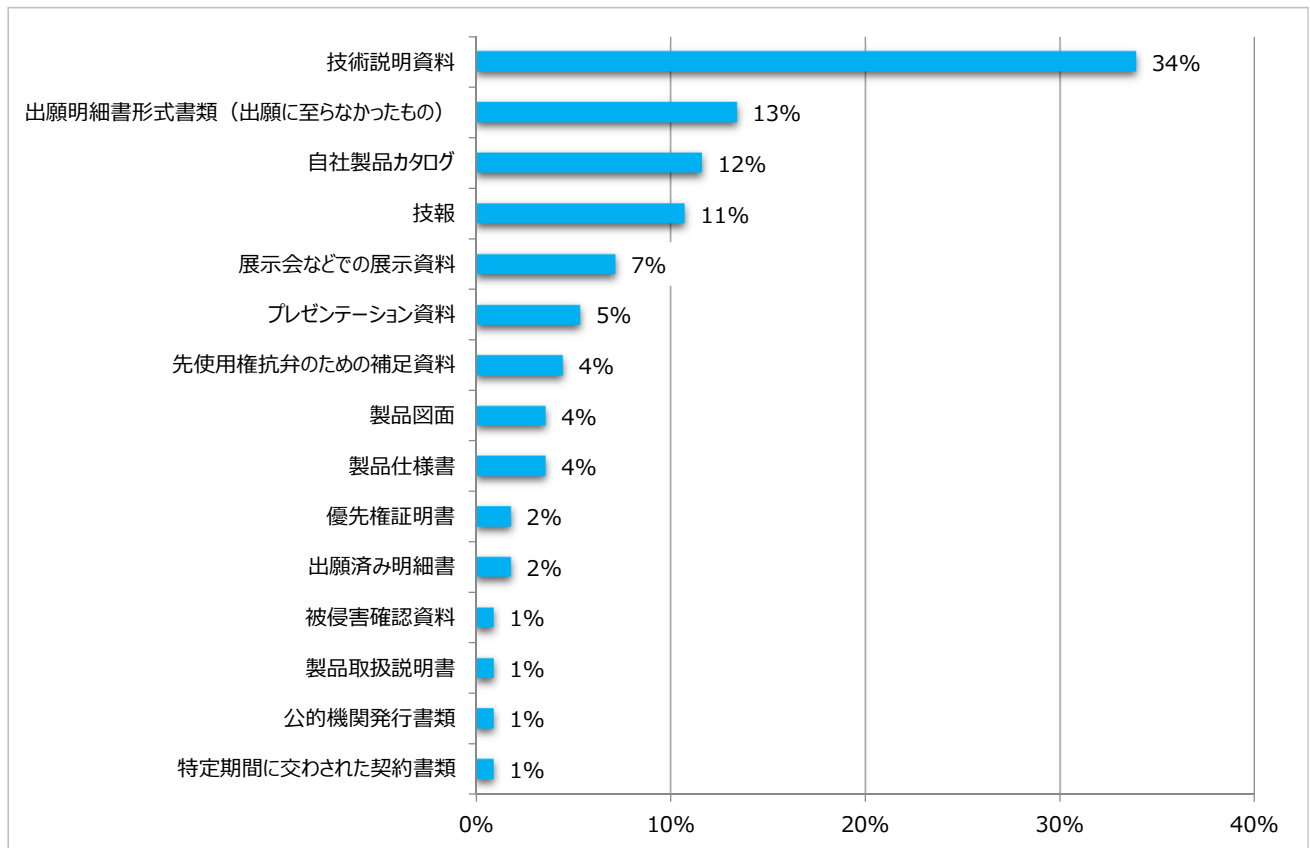
## China-IPPublication.net 2017年 最新事例紹介

2014年4月にもChina-IPPublication.netサービスの活用事例をご紹介させて頂きましたが、今回はこれまでにお預かりした全案件を対象にした簡易分析と公証申請用の資料を作成する際の注意事項などをご紹介させて頂きます。

●China-IPPublication.net サービスをご存じない方は[こちら](#)をご覧ください。

図表1はこれまでにお預かりした全案件の資料を種別したものです。最も多いのは「技術説明資料」で全体の34%となっています。「技術説明資料」と種別した資料は様々な資料を集め、公証申請用の資料を作成したと思われるものです。多くの場合、複数種類の資料が混在しています。本サービスでは、公証申請用の資料を作成する際、書式などの制限が無いため、自由形式で作成することが可能です。

なお、複数の資料（ファイル）であっても、関連資料であることを公証人に説明することができれば、一つの申請とすることが可能です。そのような場合は、それぞれの資料が「証拠チェーン」（「証拠」と「要証事実」の連鎖、各証拠に関連性が存在するにすること）を構築する一部となるようにすることが重要だと思われるため、各資料の作成目的、他の資料との関連性などを追記することをお勧めしています。



図表1 China-IPPublication.net サービスにおける資料種別とその割合

- 資料作成の際、書式などの制限が無い
- 資料のページ数、ファイルのデータ容量に制限が無い（一度に China-IPPublication.net のサーバにアップロードできるのは 100MB 以内のため、データ容量がそれ以上の場合は分割してサーバにアップロードします。データ容量が 5 MB 以下であれば基本料金での対応が可能です。超過費用に関しては、[こちら](#)をご覧ください。）
- 関連性を有する複数の資料（ファイル）を一つの申請とすることが可能
- China-IPPublication.net サービスでは日本語、中国語、英語の資料であれば公証申請が可能

2 番目に多いのが、出願予定であったが最終的に出願に至らなかった「出願明細書形式資料」であり、全体の 13%となっています。出願に至らなかった発明は技報などで公開する方法もありますが、本サービスでの防衛公開に加え、公証取得を行った事例です。第 3 者が提供するサービスを利用して防衛公開を行うことで、証拠に求められる要件の一つである客観性を確保し、さらには中国において高い証明力を有する公証を取得することで証拠保全における不完全さを排除することも可能だと思えます。

- China-IPPublication.net サービスの専用ウェブサイトにて防衛公開することが可能
- 防衛公開する場合でも追加費用は不要
- 非公開対応も可能（非公開の場合は本サービスのスキームを利用した公証取得のみとなります。）

3 番目に多いのが、「自社製品カタログ」であり、継続的に本サービスをご利用頂いている企業様もいらっしゃいます。カタログには特定の販路でのみ流通している商品も掲載されており、それらマイナーな商品とも言えるものは出願などの対象とはなりにくく、冒認出願対応なども不十分であるため、本サービスを利用して防衛公開を行っているとのことでした。

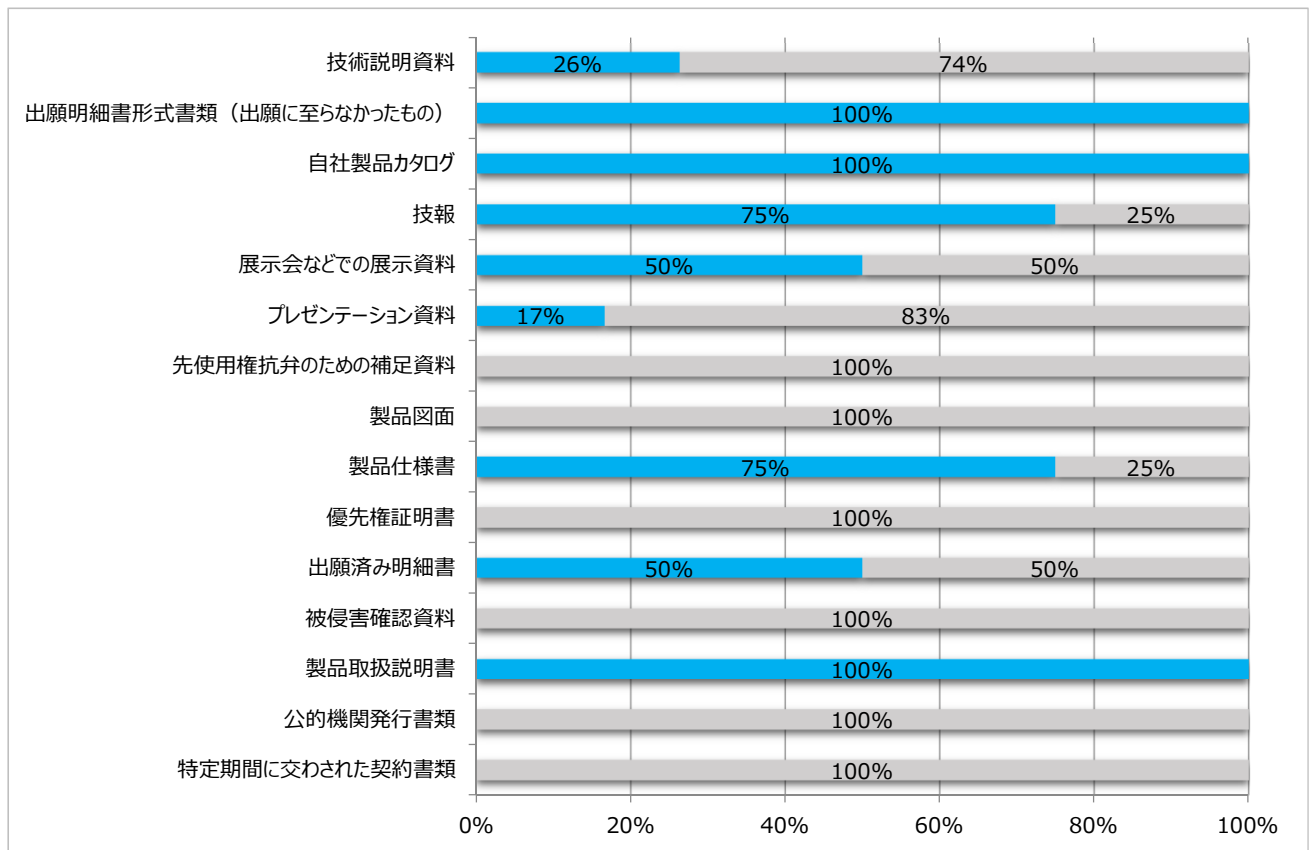
その他、以下の資料をこれまでにお預かりしました。

- |              |                |                    |
|--------------|----------------|--------------------|
| 4. 技報        | 5. 展示会などでの展示資料 | 6. プレゼンテーション資料     |
| 7. 製品仕様書     | 8. 製品図面        | 9. 先使用権抗弁のための補足資料  |
| 10. 出願済み明細書  | 11. 優先権証明書     | 12. 特定期間に交わされた契約書類 |
| 13. 公的機関発行書類 | 14. 製品取扱説明書    | 15. 被侵害確認資料        |

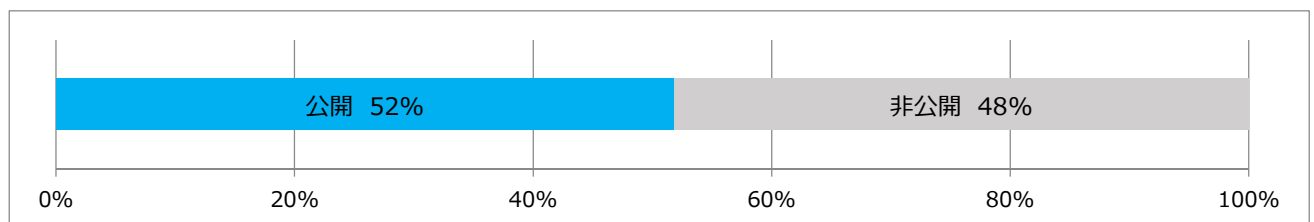
また、本サービスでは対象とする資料や目的に合わせて、「公開」または「非公開」とするか任意に選択することが可能です。図表 2 は資料別の「公開」または「非公開」の割合を示しています。

例えば、「自社製品カタログ」に関しては、全ての案件において本サービスの専用ウェブサイトにて防衛公開をしています。カタログは、基本的に一般公開することを前提にして作成されているため、あえて防衛公開する必要がないという考え方もありますが、カタログには公開日や配布開始日などの記載が無いことが多いため（印刷年月が記載されていることはある）、本サービス

の専用ウェブサイトで改めて公開することで、公開日を確定させ、また、公証を取得することで客観性、合法性を確保することが可能となります。



図表 2 China-IPPublication.net サービスにおける公開または非公開の割合 (資料別) 公開 非公開



図表 3 China-IPPublication.net サービスにおける公開または非公開の割合

全体では52%が本サービスの専用ウェブサイトでの防衛公開を行っており、非公開による公証取得が48%となっています。現時点では粗、半々という結果になっています。以前は「非公開」による公証取得の方が多かったと記憶しています。

また、本サービスの専用ウェブサイトで公開していた資料は公開後、非公開にすることも可能です。公開していた資料を非公開にする際には、一定の期間、対象とする資料が公開されていたこと（公開時に取得した公証番号などを引用します）、また、非公開にする理由などを纏めた資料を作成し、再度、公証を申請します。この手法を利用する場合は、公開する期間をどの程度にするべきかなど注意が必要ですので、予めご相談頂ければ幸いです。

最後に、最近増えてきたと思われるお問い合わせの一部をご紹介します。

Q. 公証申請用の資料を作成したが、問題が無いか確認して欲しい。

対応可能です。開示可能な場合はメールなどで事前にお送り頂ければ内容を確認させていただきます。また、お見積りもさせていただきます。

Q. China-IPPublication.net サービスで取得した中国公証が実際に利用されたことはあるか？

現時点では China-IPPublication.net サービス に直接関連した判例はございません。ただし、中国における係争時に本サービスで取得した公証書を証拠として利用したというお話は、ある企業様からお聞きしております。

その他、China-IPPublication.net サービスに関するお問い合わせは下記担当者までお願い致します。また、既にご案内した事例紹介記事、サービス紹介記事なども是非ご覧ください。

中国公証 NGB

検索

IP 総研 マネージャー 長谷川雅則

[mhasegawa@ngb.co.jp](mailto:mhasegawa@ngb.co.jp)